

「コンプライアンス委員会規程」の一部改正

【改正理由】

スポーツ庁の「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針」に基づき、以下の原則への対応が必要となったため、コンプライアンス委員会規程を改正しました。

- 原則 4－2 コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践しているか
- 原則 4－3 コンプライアンス委員会規程を作成し、その権限及び役割を明確にするとともに、必要な情報が集まる仕組みを構築しているか
- 原則 11－6 不祥事が発生した場合は事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築しているか
- 原則 11－7 重大な不祥事の端緒を認識した場合には、最適な調査体制を迅速に構成し、徹底した事実調査を実施した上で、外部専門家の知見と経験も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行っているか

【コンプライアンス委員会規程】

改正前	改正後
<p>(審議事項)</p> <p>第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審議し、運営委員会に意見を具申するものとする。</p> <p>①コンプライアンスの推進に係る重要な方針の策定に関する事項</p> <p>②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項</p> <p>③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への対応に関する事項</p> <p>④その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審議し、運営委員会に意見を具申するものとする。</p> <p>①コンプライアンスの推進に係る重要な<u>方針や計画の策定、実施状況点検、リスク把握</u>に関する事項</p> <p>②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項</p> <p>③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への<u>情報収集及び対応</u>に関する事項</p> <p>④不祥事発生時及び端緒認識時の対応（<u>調査、原因究明、提言等</u>）に関する事項</p> <p>⑤その他コンプライアンスの推進に関する</p>

<p>附則</p> <p>1 この規程は、2023（令和5）年5月1日より施行する。</p>	<p>重要な事項</p> <p>附則</p> <p>1 この規程は、2023（令和5）年5月1日より施行する。</p> <p><u>2 この規程は、2024（令和6）年3月9日に改正する。</u></p>
--	--

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会（以下「運営委員会」という。）倫理規程第7条に基づいて設置された、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 運営委員会は、常設の機関として本委員会を設置する。

(定義)

第3条 この規程で定めるコンプライアンスとは、法令（行政上の通達・指針等を含む）、運営委員会における各種規程、取引に関わる契約・約款、その他デフリンピックに対する社会的な信頼を得るために遵守すべき社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(委員会)

- 第4条 本委員会を構成する委員（以下「委員」という。）は、運営委員会において、連盟理事長を除く理事又は外部の学識経験者の中から3名以上を選任する。ただし、理事、外部学識経験者委員、女性委員をそれぞれ最低1名以上選任するものとする。
- 2 委員長及び副委員長は、最初に開催される本委員会において委員の中から互選で各1名を選任する。
 - 3 本委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
 - 4 議長は、委員長とする。
 - 5 委員長に事故があったとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理し、又はその職務を行う。副委員長も欠けたときは、委員長が予め指定した順序によりその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 6 審議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は議長が決する。
 - 7 本委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。
 - 8 本委員会は、原則として非公開とする。

(審議事項)

第5条 本委員会は、次に掲げる事項及び運営委員会から諮問された事項を審

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

議し、運営委員会に意見を具申するものとする。

- ①コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスク把握等に関する事項
- ②コンプライアンスの推進のための啓発に関する事項
- ③運営委員会運営委員及び運営委員会事務局職員の倫理規程、その他諸規程の違反などコンプライアンス違反への情報収集及び対応に関する事項
- ④不祥事発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言に関する事項
- ⑤不祥事端緒認識時の事実調査及び原因究明に関する事項
- ⑥その他コンプライアンスの推進に関する重要な事項

(議事録)

第6条 本委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記載した議事録を作成する。

- 2 前項の議事録は、原則として非公開とする。
- 3 第1項の議事録には、委員長及び委員長に指名された委員2名の合計3名が記名押印する。
- 4 議事の内容及び結果は、連盟理事会及び運営委員会へ報告・助言・提言するものとする。

(任期)

第7条 委員の任期は、第25回夏季デフリンピック大会終了後、精算業務及び報告書作成業務が終了し、運営委員会が解散するまでとする。

- 2 委員は第4条に定める定数に足りなくなるときは、辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、委員としての権利義務を有する。

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の審議において知った秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 委員会の事務は、運営委員会事務局が行う。

(改廃)

第10条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

- 2 この規程は、運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

附則

- 1 この規程は、2023（令和5）年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、2024（令和6）年3月9日に改正する。